



山形県公報

平成22年11月2日（火）
第2191号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

○山形県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則……………（森 林 課） ……1155

### 告 示

- 山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程……………（子育て支援課） …… 同
- 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………（最上総合支庁地域保健福祉課） ……1156
- 指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………（ 同 ） …… 同
- 救急病院の申出の撤回……………（地域医療対策課） …… 同
- 救急病院等の告示……………（ 同 ） …… 同

### 正 誤

## 規 則

山形県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年11月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県規則第50号

#### 山形県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

山形県林業・木材産業改善資金貸付規則（平成15年9月県規則第63号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び」を「、」に、「に定める」を「、公共建築物等の木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）及び公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行令（平成22年政令第203号）に定める」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 山形県告示第875号

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成22年11月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程（昭和53年10月県告示第1855号）の一部を次のように改正する。

第2条中「年0.70パーセント」を「年0.60パーセント」に、「年0.50パーセント」を「年0.40パーセント」に改める。

#### 附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成22年10月18日から適用する。
- 2 平成22年10月18日前に借り入れられた借入金に係る利子補助金の額の算定の際融資残高に乗ずる割合については、なお従前の例による。

**山形県告示第876号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成22年11月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅サービス事業者の<br>名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                       | サービスの種類            | 廃止年月日        |
|------------------------|-----------------------------------|--------------------|--------------|
| 有限会社 戸沢観光タクシー          | はっぴいー Assist<br>最上郡戸沢村大字古口348番地8号 | 福祉用具貸与<br>特定福祉用具販売 | 平成22. 10. 31 |

**山形県告示第877号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成22年11月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護予防サービス事業者<br>の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                       | サービスの種類                            | 廃止年月日        |
|--------------------------|-----------------------------------|------------------------------------|--------------|
| 有限会社 戸沢観光タクシー            | はっぴいー Assist<br>最上郡戸沢村大字古口348番地8号 | 介護予防福祉用具<br>貸与<br>特定介護予防福祉<br>用具販売 | 平成22. 10. 31 |

**山形県告示第878号**

次の救急病院の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急業務に関し協力する旨の申出の撤回があった。

平成22年11月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 名 称                 | 所 在 地          |
|---------------------|----------------|
| 日本海総合病院<br>酒田医療センター | 酒田市千石町二丁目3番20号 |

**山形県告示第879号**

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院である。

平成22年11月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 名 称                     | 所 在 地          | 認 定 期 間                       |
|-------------------------|----------------|-------------------------------|
| 社会福祉法人恩賜財団済生会山形<br>済生病院 | 山形市沖町79番1      | 平成22年11月7日から<br>平成25年11月6日まで  |
| 山形徳洲会病院                 | 山形市清住町二丁目3番51号 | 平成22年12月1日から<br>平成25年11月30日まで |

正 誤

| 発行年月日      | 県公報<br>番 号 | ページ | 行    | 誤         | 正         |
|------------|------------|-----|------|-----------|-----------|
| 平成22. 6. 4 | 第2148号     | 671 | 8    | 字小草木沢     | 字小草木沢一    |
| 同          | 同          | 同   | 13   | 三澤一       | 字三澤一      |
| 同          | 同          | 同   | 下から8 | 2910-12まで | 2810-12まで |

平成22年11月2日印刷  
平成22年11月2日発行

発行所 山 形 県 庁  
発行人 山 形 県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056